

愛媛県内企業 短期人材マッチング支援事業

当社では、新型コロナウイルス感染症の影響による労働需要の不均衡を解消するため、愛媛県より受託し雇用維持を希望する企業と短期人材の確保を希望する企業の出向契約のマッチング支援を行っております。
支給要件を満たした場合、
産業雇用安定助成金を利用いただけます。



雇用シェア（在籍出向）による雇用維持を検討される企業を支援します


オンライン出向相談

雇用シェア（在籍出向）による雇用維持を検討されている事業者向けに、「出向相談」を行っており、毎月1回、社会保険労務士による「オンライン出向相談」を実施しておりますのでご活用ください。「在籍出向」について知りたい方、相談したい方はぜひお問い合わせください。

社会保険労務士による「オンライン出向相談」

毎月第3
水曜日
13:30
15:00

対象：愛媛県内の事業者
「在籍型出向ではどのような準備が必要か」
「出向時の社会保険・労働保険の負担はどうか」
「出向に関する就業規則の整備は」など
※相談は1事業者2回まで可能です。

在籍方出向の概要をまとめた「セミナー動画」

愛媛県内企業 短期人材
マッチング支援サイトにて
公開中

※各回1事業者・1時間まで
※都合により開催日が変更となる場合があります。

出向相談

対象：愛媛県内の事業者
「従業員の在籍出向を検討したい」
「県内企業短期人材マッチング支援事業について知りたい」
「従業員の送出（または受入）の登録をしたい」など
※事前にご連絡ください。



オンライン



来社

出向の流れ



申込・相談



マッチング



出向契約

「失業なき労働移動」を支援する専門機関
「(公財) 産業雇用安定センター愛媛事務所」と共同でマッチング支援を行います。

「産業雇用安定助成金」については裏面をご確認ください。

マッチング支援のお問い合わせ・お申し込みは、WEBまたは電話で

(愛媛県内企業短期人材マッチング支援事業受託者)
伊予鉄総合企画株式会社
企画本部広告事業部



089-913-7878

FAX: 089-913-7778 [平日 9:00~18:00]

雇用シェア 愛媛

<https://koyoshare-ehime.jp/>



「産業雇用安定助成金」のご案内

助成金の対象となる「出向」

対象・前提

- 雇用調整を目的とする出向が対象です。
(新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向)
- 雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は、元の事務所に戻って働くことが前提です。

その他要件

- 出向元と出向先が、親子・グループ間の出向でないことなど、資本的・経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること。
- 出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと。 などの要件があります。
※令和3年8月1日から、独立性が認められない事業主間で実施される出向も一定の要件を満たせば助成対象となります。

助成金の特徴

01 出向元・出向先ともに助成金が受けられます。

出向元事業主 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主

出向先事業主 当該労働者を受け入れる事業主

02 出向運営経費・出向初期経費の2つの助成があります。

1 出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業 (※1)	中小企業 以外 (※1)
出向元が労働者の解雇などを行なっていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行なっている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円 / 日	

※1 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率：中小企業 2/3、中小企業以外 1/2

2 出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備など、**出向の成立に要する措置を行なった場合に助成**します。(※2)

	出向元 / 出向先
助成額	各 10 万 / 1 人あたり（定額）
加算額(※3)	各 5 万 / 1 人あたり（定額）

※2 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費助成は支給されません。

※3 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

※助成金を受けるにあたっての支給要件は、こちらに記載されている以外にもございますので、

詳しくは「産業雇用安定助成金ガイドブック」（厚生労働省作成）をご確認ください。

※助成金の相談・申請先は都道府県労働局またはハローワークです。

産業雇用安定助成金



マッチング支援をご希望の方は、伊予鉄総合企画株式会社（詳しくは表面）へお問い合わせ・お申し込みください。